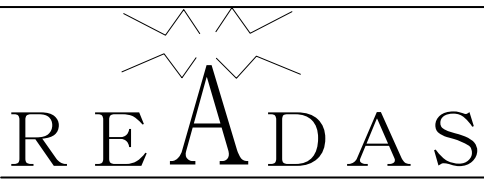


第 4769 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 7月11日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 所得拡大促進税制

Q：所得拡大促進税制が創設されましたが、適用を受けるにあたり、何か書類の提出が必要ですか？

A：特に必要ありません。

【解説】

所得拡大促進税制とは、国内雇用者に対して給与等を支給し、次の3つの要件を満たした場合に雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができるという制度で、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成28年12月31日までの各年）において適用されます。

- ①雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%以上であること
- ②雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること
- ③平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること

適用対象となる者は、青色申告書を提出する事業主とされていますので、青色申告書を提出していない場合（白色申告書を提出している場合）には、本制度の適用を受けることができません。

なお、この制度を利用する際には、事前に特段の手続きを行う必要はありませんが、適用を受ける場合には、申告の際に確定申告書等に税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

